Outdoor Leader Experience同意書

本同意書は、Wilderness Education Association(以下WEA)との同盟協定に基づき、一般社団法人Wilderness Education Association Japan(以下WEAJ)と、 大阪YMCA総合研究所 （以下当該団体）の間で締結する。

本同意書は、当該団体がWEAのOutdoor Leader Experience（以下OLE）を提供するための条件を規定することを目的とする。団体会員（当該団体）によって提供されるOLEを“団体コース”と称する。

WEAJと当該団体は、以下の条件に同意するものとする。

1. 当該団体は、WEAJの団体会員であり、団体会費を納入し、同意書を提出し、最新のコース情報を更新し、必要に応じて保険証書を提示し、WEAJが求める全ての書類を提出したことにより、WEAJが当該団体に団体コースの開催を委託するものである。

2. 当該団体は、OLEが、資格認定プログラムではなく、プログラム修了認定であることを理解し、参加者にその旨を告知し、集客を行う。

3. 当該団体は、団体コースの監督、企画、運営、指導を行うために、WEA Certified Outdoor Leader（以下COL）もしくはWEA Certified Outdoor Educator（以下COE）を雇用、もしくは契約しなければならない。

4. 当該団体は、団体コース及びそれに関連するサービスの提供について、指導者の選択、安全対策、緊急時対応、設備・装備の提供、参加者管理、開催地の決定に責任を持たなければならない。当該団体は、団体コース及びそれに関連するサービスの提供に対するすべてのクレーム、訴訟、請求に責任を持ち、WEAJを擁護し、いかなる損害（含む訴訟費用、法的手数料）も与えない。

5. WEAJ、及び当該団体は、団体の代理人もしくはパートナーとして、一方の団体の行為、欠陥に対して責任を負ういかなる能力も有さない。WEA、及び当該団体は、他団体を強制し、かつ他団体の義務や責任を負うことはできない。

6. 当該団体は、その代理人もしくは従業員（含むCOLもしくはCOE）が、当該団体との直接の契約者であり、WEAJの従業員ではないことを理解する。

7. 当該団体は、従業員及び契約者が、法律で必要とされる範囲の報酬を受けることを保証する。

8. WEAJが公認した団体コースにおいて、当該団体は、次のことを行う。

   a. アウトドアリーダーエクスペリエンス要項に基づき、実施、指導体制を整える。

   b. WEAが用いる適切な用語を使用し、参加者がWEAカリキュラムを理解できるようにする。

   c. 事務管理（雇用管理、参加者管理、シラバス、経理）を行う。

   d. コースの広報（新聞広告、チラシ、ウェブサイト、雑誌記事）を行う。

   e. 参加者の個人情報及び同意書をWEAJの事務局に提出する。

   f. コース終了時に、プログラム及び指導者の評価を行う。

9. 当該団体は、団体コース中に用いる、装備、乗り物の選定、検査、管理に責任を負う。

10. 当該団体は、団体コースの開催に必要な、法規、許認可を満たしていることを保証する。当該団体は、COLもしくはCOEが、団体コースの開催に必要な最低限の基準を満たし、経験と能力を有していることを保証する。

11. 当該団体は、コース終了後の30日以内に、参加者リストをWEAJに提出する。万が一期限を過ぎた場合、コースの認定を取り消し、参加者にコース修了を認めないこともある。

12. 当該団体は、コースの遠征計画書もしくは同等の文章を提出する。当該団体による同等の文章の内容が不十分な場合、遠征計画の最低限の項目を活用することができる。遠征計画書は、年次評価を受ける。

13. 適切に運営されなかった団体コースは、WEAJによって公式のコースとして認められない。当該団体コースの参加者は、コース修了者として認定されない。当該団体は、WEAJが再検査を行い、団体コース主催者として再認定を行うまで、団体

コースの開催を禁止される。

14. 当該団体は、団体コースの広報のために、WEA及びWEAJの名称とロゴを使用することができる。

    a. ロゴは使用ガイドラインに従う。

    b. 正規なWEA及びWEAJのロゴは、本契約の締結後、ウェブサイトからダウンロードできる。

15. WEAJは、コースの質の管理のために、当該団体に対し、年次評価を行う。評価に関わる経費はWEAが責任を負う。

16. 両当事者は、当該団体がWEAJに対する、もしくは、WEAJが当該団体に対するクレーム、紛争があるとき、法律、契約、慣習により解決できない場合、両当事者が了解する仲介者を立てることができることに合意する。両当事者は、調停を通じて紛争が解決しない場合、水戸地方裁判所土浦支所土浦簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意する。WEAJと当該団体は、調停、仲裁に必要な費用をそれぞれが負担することに合意する。クレーム、紛争、調停、仲裁に関する情報は、機密情報であり、両当事者及び、調停者、仲裁者によって、第三者に開示されない。

17. 本同意書は、両当事者間で合意したものであり、無断で修正、変更することはできない。もしいずれかの条文の効力が不能となった場合にも、その他の条文は効力を維持する。

18. 当該団体は、本同意書に著名するものが、当該団体を代表し、最大の権力を有するものであることを示す。

19. 本同意書は、以下の示す日付から当該年度の3月31日まで有効である。ただし、契約違反に関する書面による通知から30日以内に、いずれの団体によっても、解除することができる。

20. 本同意書は 2024年9月12日に締結する。

_
団体名 大阪YMCA総合研究所 YELL呼子事業　指導者養成事業

_
代表者名（直筆署名）

_
日付　2024年9月12日

一般社団法人Wilderness Education Association Japan
団体名

_
代表理事　岡村　泰斗

_
日付